

平成26年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月20日）

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 10 番 春 藤 康 雄
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	森一美
産業建設参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
企画財政課長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局係長	入口三恵子

平成26年松茂町議会第2回定例会会議録

平成26年6月20日（第3日目）

○議事日程（第3号）

日程第1 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

専決第4号 松茂町税条例の一部を改正する条例

専決第5号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

専決第6号 松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例

専決第7号 平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）

専決第8号 平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算
（第3号）

専決第9号 平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第
3号）

専決第10号 平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）

日程第2 議案第33号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）

日程第3 議案第34号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1
号）

日程第4 委員会の閉会中の継続調査について

追加日程第3号の追加1

日程第1 議案第35号 長原地区下水道工事その8請負契約締結について

日程第2 議案第36号 工業団地下水道工事その2請負契約締結について

平成26年松茂町議会第2回定例会会議録

第3日目（6月20日）

午後1時30分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成26年松茂町議会第2回定例会の再開をお願いしたいと思います。

まず初めに、藤枝議長よりごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、こんにちは。今日あたりは非常に梅雨らしく蒸し暑い日が続いております。

本日は、第2回定例会の最終日でございますが、最後まで慎重審議をお願いいたします。

また、今日、常任委員会の報告がございますが、報告される方におきましては、聞いている方にわかりやすく、また、明確に報告されるようお願い申し上げまして、あいさついたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は11名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第3号は、お手元に印刷配付のとおりでございます。

まず、日程第1、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、日程第3、議案第34号「平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」までを一括議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

まず初めに、原田総務常任委員長から報告を求めます。

原田総務常任委員長。

○総務常任委員長【原田幹夫君】　それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

平成26年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第4号及び、専決第7号（所管分）、並びに議案第33号（所管分）の専決2

件と議案1件でございました。去る6月13日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」のうち、専決第4号、「松茂町税条例の一部を改正する条例」については、議案書の26ページからになります。参考資料は3ページからになりますので、あわせてご覧ください。

国において地方税法の一部を改正する法律及び政令並びに省令がそれぞれ公布されたことに伴い、本町税条例に関連する部分について改正する必要が生じたことから、平成26年3月31日をもって松茂町税条例の一部を改正する条例を専決処分に付したものであります。

条例改正の主な内容については、次のとおりであります。

1点目は、地方法人課税の偏在是正のための税制改正に伴う法人住民税の税率の見直しであります。これは、地方税法に規定されている市町村民税の法人税割の標準税率が12.3%から9.7%に、制限税率が14.7%から12.1%にそれぞれ引き下げられたことに伴い、現行の法人税割の税率13.5%を11.5%に2%引き下げるもので、改正後の税率適用は、平成26年10月1日以降に開始する事業年度分からとなります。

2点目は、固定資産税の減額措置及びわがまち特例の導入に関するものであります。

これは、固定資産税において浸水防止用設備、自然冷媒を利用した一定の業務用冷凍・冷蔵機器に対して講じる特例措置を創設するものです。また、特定の公害防止施設に係る課税標準の特例措置については、対象資産を一部見直し、一部わがまち特例を導入したうえ、適用期限を2年延長するものです。

3点目は、既存建物の耐震改修に係る固定資産税の特例措置であります。

住宅に関しては、平成18年度から耐震改修が行われた住宅に係る固定資産税の特例措置が定められており、耐震改修促進法の改正に伴い、病院や旅館など不特定多数の者が利用する大規模建築物等で耐震診断の結果により国の補助を受けて耐震改修工事を実施した建築物に対して固定資産税の特例措置を創設するものです。

4点目は、公的年金等に係る個人住民税の特別徴収制度の見直しであります。年間を通じた特別徴収額の平準化を図るため仮徴収額を前年度の年税額の2分の1に相当する額に改正するもので、平成28年10月1日以降に実施する特別徴収から適用されます。

5点目は、軽自動車税の見直しであります。

原動機付自転車、二輪の軽自動車及び二輪の小型自動車について平成27年度から税額を現行の約1.5倍に引き上げるもので、引き上げ後の税額が2千円に満たない場合は2千円とするものです。

次に、三輪以上の軽自動車並びに小型特殊自動車の税額を平成27年度分から自家用乗用車にあつては現行の1.5倍に、その他の区分の車両にあつては現行の1.25倍に引き上げるものです。

なお、三輪以上の軽自動車にあつては、平成27年4月1日以後に初めて車両番号の指定を受けたものについてのみ、改正後の税額を適用するものです。

また、このたびの法改正で、軽自動車について環境性能のよい自動車を普及していこうという観点から、平成28年度分から最初の新規検査から13年を経過した軽四輪車等について、おおむね20%を上乗せする重課税を導入するものです。

最後に、施行期日は、附則において別途指定のあるもの以外は、平成26年4月1日を施行期日としております。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「このたびの税条例の改正は、なぜ改正するのか。法人町民税の税率はどのような考え方で決めたのか」という質疑があり、「地方税法の改正により本町税条例を改正するものです。法人町民税の税率は地方税法の中で制限税率が定められており、このたびの改正で制限税率が引き下げられたので、本町はこれまでの経過等を斟酌して法人町民税の税率を決定しています」という答弁がありました。

次に、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」のうち、専決第7号、「平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）」については、歳入歳出とも各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、なお、歳入増加分と歳出不用額を財政調整基金及び生活環境整備基金に積み立てました。内容の詳細説明は省略させていただきます。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号、「平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）」については、議案書の79ページからになります。既定の歳入歳出予算の総額に770万7千円を追加し、補正後の予算の総額をそれぞれ54億6,520万7千円とするものであります。

82ページの歳入で繰越金は、このたびの補正の一般財源として補正するもので、84ページの歳出で危機管理費を500万円増額補正するものです。これは、松茂町が南海トラフ地震津波対策特別強化地域に指定されたことを受け、津波避難対策緊急事業計画を策定するための経費を計上するものであります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして私の報告は終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようお願いいたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいま原田総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託しました承認第1号のうち、専決第4号及び専決第7号（所管分）、並びに、議案第33号（所管分）の専決2件と議案1件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】　次に、一森敬司産業建設常任委員長から報告を求めます。

一森敬司産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【一森敬司君】　それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

平成26年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第7号（所管分）から専決第10号まで、議案第33号（所管分）の専決4件と議案1件でございました。去る6月13日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」のうち、専決第7号、「平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）」については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳

細説明は省略させていただきます。

まず、地方債の補正を説明いたします。

43ページの第3表地方債補正については、高速自動車道周辺特別対策事業費の補正前の起債限度額960万円を710万円に減額補正するものであります。これは、長岸用排水路断面修復工事及び四国横断自動車道側道建設工事費の確定によるものです。

この件に関して、次のような質疑がありました。

「町営住宅の空き状況について」質疑があり、「町営住宅のうち特に空いているのは、中喜来団地の特定公共賃貸住宅で12戸のうち7戸が空いています」という答弁がありました。

関連して、「中喜来団地の特定公共賃貸住宅について、建築から20年が経過しており空きが多いのであれば家賃を下げたらどうか」という質疑があり、「家賃の算定要領を参考に特定公共賃貸住宅の家賃を定めております。国の補助を受け建設していることから家賃について制限がありますが、考えてみたい」という答弁がありました。

続いて、「土木事業費の工事請負費が減額されているが、要望箇所とたくさんあるが、減額の理由は」という質疑があり、「2次製品のコンクリート矢板を打設する工事を予定しておりましたが、消費税率引き上げや東北地方の復興などの特需でコンクリート矢板の製造に不測の期間を要したため施工を取りやめたものです」という答弁がありました。

次に、専決第8号、「平成25年度松茂町農業集落排水特別会計補正予算（第3号）」については、議案書の68ページからになりますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ72万4千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ1億426万6千円とするものであります。歳入では、一般会計からの繰入金の減額で、歳出では、平成25年度において各種事務・事業を実施した結果の不用額を減額補正するものです。

本年3月末現在の農業集落排水の接続状況については、長岸地区が、加入49戸に対し接続が46戸で約93.9%、中喜来地区が、加入197戸に対し接続が128戸で約65%、北川向地区が、加入181戸に対し接続が132戸で約72.9%、事業全体3地区合わせまして、加入427戸に対し接続が306戸でありますので接続率は約71.7%となっております。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第9号、「平成25年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）」については、議案書の71ページからになりますが、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ

れ1,382万4千円を減額し、補正後の予算の総額をそれぞれ4億9,711万6千円とするものであります。

歳入の主な内容といたしましては、一般会計からの繰入金金の減額及び公共下水道使用料の確定による増額で、歳出では、25年度における各種事務・事業を実施した結果の不用額を減額補正するものです。

本年3月末現在の公共下水道接続状況については、公共汚水ます設置戸数1,026戸に対し、接続完了戸数562戸で約54.8%の接続率であります。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、専決第10号、「平成25年度松茂町水道特別会計補正予算（第4号）」については、議案書の78ページになります。

資本的支出の建設改良費の上水道拡張事業におきましては、平成25、26年度の2カ年の継続費を計上しておりますが、平成25年度分の事業実績の確定により補正をするものです。補正前の総額を3億6,919万1千円から、補正後の総額を3億9,643万3千円とし、平成25年度の年割額を補正前の1億410万円から補正後1億3,134万2千円とするものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「都会で杭の問題が出ているが、この工事の杭は問題ないのか」という質疑があり、「平成18年の柱状データと今年2カ所調査ボーリングを実施し3カ所のデータを解析した結果により杭長を検証しております。さらに、施工に際しては支持層に杭が到達したことを確認するよう徹底します」という答弁がありました。

次に、議案第33号、「平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）」については、議案書の79ページからになります。

歳入の説明をいたします。

歳入において、82ページの衛生使用料で45万9千円を増額補正するものです。現在、豊久墓地に2区画の空きがあり、その墓地使用料を計上するものです。農林水産業費県補助金で180万円の増額補正であります。これは、新規就農総合支援事業補助金で150万円、農地集積協力金交付事業補助金で30万円で、これは、県から100%の補助金であります。雑入で、農地中間管理事業委託金で10万円を増額補正するものです。これも、県から100%の委託金であります。

歳出の説明をいたします。

歳出において、84ページの清掃総務費で22万9千円の増額補正をするものです。これは、豊久墓地1区画分の返還金であります。農業振興費で189万9千円の増額補正をするものです。これは、需用費で農地中間管理機構事業事務費として9万9千円を増額補正するものです。これは、県が出資した農地中間管理機構が耕作できなくなった農地所有者から農地を借り受けて、意欲のある担い手農家へ農地の集積を促進し農業経営の効率化・安定化を図ることを目的としています。この農地の斡旋に対して町が相談窓口の設置や受付リスト作成などの事務費を補正するものです。

次に、補助金で新規就農総合支援事業補助金で150万円を補正しておりますが、この事業は、人・農地プランに位置づけられた原則45歳未満の独立自営の就農者について年間150万円を最長5年間給付することができる制度であります。さまざまな条件はありますが、経営が安定しない新規就農者に対して給付金を給付する制度で、現在1名の方が申請を予定しているので、1名分の予算を補正するものです。

補助金の農地集積協力金交付事業補助金で30万円を補正しておりますが、農地中間管理機構に農地を貸し付けた農地所有者に対して補助金を支払うものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「新規就農総合支援事業補助金の審査はどうするのか」という質疑があり、「人・農地プランが策定されており、プランは年1回見直しており、条件を満たしておれば人・農地プランに乗せたうえで補助金を出すか出さないかを審査します」という答弁がありました。

続いて、「農地集積協力金交付事業補助金について、1反の農地を貸し付けに協力した場合、補助金は幾ら交付されますか」という質疑があり、「10aから50a以下の農地を協力した場合、30万円です。50aから2haの場合は50万円、2haを超えると70万円が農地所有の1世帯に補助金として交付されます」という答弁がありました。

続いて、「農家に補助金の制度について十分趣旨を説明し生かした使い方をしてください」という意見がありました。

以上で、当委員会に付託された案件につきましては、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、どうか当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願いをいたしまして、報告といたします。ありがとうございました。

○議長【藤枝善則君】　ただいま一森産業建設常任委員長の委員長報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました承認第1号のうち専決第7号（所管分）から専決第10号まで、及び議案第33号（所管分）の専決4件と議案1件について、これから

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 次に、佐藤富男教育民生常任委員長から報告を求めます。

佐藤教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【佐藤富男君】 それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会のご報告を申し上げます。

平成26年第2回定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、承認第1号のうち、専決第5号から専決第7号(所管分)、並びに議案第33号(所管分)及び議案第34号までの専決3件と議案2件でございました。去る6月13日に当委員会を開催し慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて簡潔に申し上げます。

まず、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」のうち、専決第5号、「松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」については、議案書35ページになります。参考資料の6ページから新旧対照表がございますので、あわせてご覧ください。

国において地方税法の一部を改正する法律等が公布されたことに伴い、松茂町国民健康保険税条例に関連する部分について改正する必要が生じたことから、平成26年3月31日をもって松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分に付したものであります。

改正の主な内容は、第2条の改正は後期高齢者支援金等課税限度額を16万円に、介護納付金課税限度額を14万円にそれぞれ改正するもので、その結果、国民健康保険税課税限度額の合計が、現行の77万円から81万円に引き上げるものです。第18条の改正は、地方税法施行規則の条が変更になったことによる改正で、第23条につきましては、国民健康保険税の軽減措置の対象を拡大するための改正であります。附則で施行期日を平成26年4月1日とし、平成26年度以降の国民健康保険税について適用することとしたものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

次に、承認第1号、「専決処分の承認を求めることについて」のうち、専決第6号、「松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例」については、議案書の36ページになります。参考資料の9ページに新旧対照表がございますので、あわせてご覧ください。

国において地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、松茂町社会教育委員条例に関連する部分について改正する必要が生じたことから、平成26年3月31日をもって松茂町社会教育委員条例の一部を改正する条例を専決処分したものです。改正の主な内容は、本町の社会教育委員の委嘱の基準を条例に規定するものです。

質疑はなく、原案のとおり可決されました。

専決第7号、「平成25年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）」については、歳入歳出ともに各種事務・事業の確定による増減の補正と執行残による不用額を減額補正したもので、内容の詳細説明は省略させていただきます。

なお、繰越明許費の補正を説明いたします。

43ページの第2表、繰越明許費の補正については、障害者システム改修事業において194万4千円を128万6千円に減額補正するもので、これは、分割発注により執行残額を減額補正したものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

「障害者福祉費の扶助費において補正額が大きくなっているが、その理由は」という質疑があり、「主な理由として、障害者自立支援給付費の中で介護支援する給付費と就労を支援する給付費及び障害児の通所等の給付費の不用額であり、扶助費については給付の予測がつかないため予算留保していたものです」という答弁がありました。

次に、議案第33号、「平成26年度松茂町一般会計補正予算（第1号）（所管分）」について、民生所管分から説明をいたしますが、歳入の補正はございません。

歳出において、84ページの子育て支援費で37万1千円の増額補正であります。地域子育て支援センターは、現在、正規職員1名と嘱託職員1名の2名で運営しておりますが、正規職員が約2カ月間、病気療養休暇の予定であります。その間、臨時職員を雇用するための必要な予算を補正するものでございます。

教育委員会所管分を説明いたします。

歳入について、82ページの教育費県委託金で15万円の増額補正があります。これは、

総合的な教師力向上のための調査研究事業の受託であります。本年度、松茂小学校に新任教師2名を配置しております。そこで、新任教師の指導力向上のために県から委託を受け事業を実施するものです。補助率は100%でございます。

歳出において、85ページの松茂小学校費で15万円の増額補正であります。松茂小学校において県委託の総合的な教師力向上のための調査研究事業を実施するための費用を補正したものです。幼稚園管理費で5万8千円の増額補正であります。これは、全国公立幼稚園教育研究協議会に参加するため県外旅費を追加したものでございます。

この件に関しまして、次のような質疑がありました。

「松茂小学校で教師力向上のためどのようなことをするのか」という質疑があり「全国的に見て新任教師は途中でダウンすることが多くなっております。そのため、新任教師の研修のあり方について見直しをかけるために調査研究をするわけですが、通常の場合、新任教師の配置に対して指導教師の加配はつきませんが、本年度は2名の新任教師に1名の指導のための加配が配置されております。この加配教師で新任教師の教師力向上のための指導・研究を行うと同時に、周りの若い先生も教育していきます。新任教師のうち1人は担任し、1人は副担任として研修を重ね、さらに、補正予算で外部講師の指導を仰ぎ、新任教師の能力向上を図るものであります」という答弁がありました。

次に、議案第34号、「平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、議案書の86ページからになります。

既定の歳入歳出予算の総額に130万円を追加し、補正後の予算の総額を1億1,319万3千円とするものであります。

88ページの歳入の補正といたしましては、特別調整交付金を130万円増額補正するもので、これは、歳出補正の財源として国費で100%の補助を歳入で見込んだものであります。歳出では、一般管理費において130万円を増額補正するものであります。これは、前期高齢者70歳から74歳の医療機関での窓口負担を1割から2割に変更することになりました制度改正を受け、必要な国保システムの改修を行うものです。

この件に関しまして、次のような質疑がありました。

「前期高齢者の医療機関での窓口負担が1割から2割に増えるという内容について」質疑があり、「松茂町国民健康保険加入者の70歳から74歳の方は医療機関の窓口での自己負担割合について、今までは1割で凍結されていましたが、もともとの凍結を解いて2割に戻しますということです。今、既に1割の人はそのまま継続して、新しく70歳にな

る方から2割にしていくものです」という答弁がありました。

続いて、「それには所得は関係ないのですか」という質疑があり、「所得は関係しており、高額所得者は3割負担であります」という答弁がありました。

以上で、当委員会に付託された案件につきまして私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、どうぞ当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますようよろしくお願い申し上げます。

報告を終わります。

○議長【藤枝善則君】 ただいま佐藤教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました承認第1号のうち、専決第5号から専決第7号（所管分）まで、並びに、議案第33号（所管分）及び、議案第34号までの専決3件と議案2件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから討論に入ります。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第34号「平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」までを一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

（討論なし）

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第34号「平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」までを一括して採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

各専決及び議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決であります。各委員長報告のとおり決することに賛成の方はご起立を願います。

(起立多数)

○議長【藤枝善則君】 全員起立でございます。

よって、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」から、議案第34号「平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)」までの専決7件と議案2件は、原案のとおり可決されました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、日程第4、「委員会の閉会中の継続調査について」であります。総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、議会運営副委員長、広報特別委員長及び地震・津波対策特別委員長から、お手元にお配りしてありますとおり、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査につきましては、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程表配付のため、小休いたします。

午後2時10分小休

午後2時11分再開

○議長【藤枝善則君】 小休前に引き続き、再開いたします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加して議題としたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

議事日程第3号の追加1は、お手元に印刷配付のとおりです。

日程第1、議案第35号「長原地区下水道工事その8請負契約締結について」及び日程第2、議案第36号「工業団地下水道工事その2請負契約締結について」の議案2件を一括して議題といたします。

広瀬町長から発言を求められておりますので、これを許します。

広瀬町長。

○町長【広瀬憲発君】 それでは、私の方から、追加議案、議案第35号、議案第36号について提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、長原地区下水道工事その8請負契約締結につきましては、建設業者5社を指名し、去る6月12日に指名競争入札に付した結果、同工事を8,110万8千円で大東興業株式会社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第36号、工業団地下水道工事その2請負契約締結につきましては、建設業者5社を指名し、去る6月12日に指名競争入札に付した結果、同工事を1億1,858万4千円で兼子建設株式会社と契約をいたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

この後、担当者から詳細説明をいたしますので、ご審議の上、可決を賜りますよう、よろしく願いをいたします。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 広瀬町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

石森下水道課長。

○下水道課長【石森典彦君】 失礼をいたします。まず、議案につきましてご説明させていただく前に、追加議案として提案させていただくことになりました理由につきまして申し上げます。

例年、年度当初に発注いたします工事につきましては、国交省の下水道設計標準歩掛をもとに、4月1日以降に徳島県から示されます土木工事実施設計単価表の単価から設計金額を積算することになります。この県から示される単価表に掲載されていないものにつきましては、複数のメーカー等から見積もりを徴収し適正な価格を単価として採用することになりますので、この積算業務に要する期間を少なくとも1カ月程度いただくこととなります。その後、指名審査委員会等指名業者の選定に要する期間、指名通知発送後の設計書の閲覧期間等、指名業者が工事金額を見積もりする期間を含めまして、入札までに、もう1カ月程度を必要といたします。従いまして、入札ができます期日については早くと

も6月になりますことから、やむを得ず追加議案としてお願いするものでございます。ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

それでは、まず、議案第35号についてご説明申し上げます。追加議案書の1ページをお開き願います。

議案第35号、長原地区下水道工事その8請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した長原地区下水道工事その8について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、長原地区下水道工事その8。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、8,110万8千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町豊岡字芦田鶴113番地6、大東興業株式会社。代表取締役、松浦恵というものでございます。

この工事の入札につきましては、指名競争入札により執行するべく建設業者5社を指名いたしました。指名いたしました業者を順序不同にて申し上げます。兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限会社でございます。

去る6月12日に入札を執行いたしました結果、大東興業株式会社が落札し、同社とは6月13日に仮契約を締結しております。

この工事の工期につきましては、議会の議決日の翌日から平成27年3月25日と設定しており、設計金額は8,327万6,640円、契約金額が8,110万8千円ですので、請負比率は約97.4%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社日水コンでございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。追加議案参考資料の1ページをお開き願います。

施工路線の位置を示しておりますが、この工事箇所につきましては、町図の右下部分に①として赤色の実線であらわした路線でございます。なお、緑色の実線につきましては、25年度までに整備を完了している路線でございます。また、赤色の太い破線につきましては、既設の流域下水道の幹線をお示ししております。

恐れ入りますが、参考資料の2ページをお開き願います。

工事箇所周辺の平面図でございます。工事の内容といたしましては、主に住宅からの汚水を受け入れ幹線管路へと導く支線、サービス管を整備する工事でございます。今回施工

いたします箇所及び路線につきましては、自然流下路線を緑色の線で、真空路線を赤色の線であらわしている路線周辺の範囲でございます。

この工事は、直径100mmから200mmの下水道管を総延長1,335.8mにわたり布設していくもので、全て開削工法により施工する計画でございます。その内訳といたしましては、自然流下方式によります管路が787.1m、真空方式によります管路が548.7mとなっております。図面の右側にマンホール並びに真空弁ユニットの標準的な断面図をお示ししてございます。

埋設いたします管の深さにつきましては、管底部におきまして現地盤より約0.9mから1.9mの位置を計画しております。自然流下の管路から真空管路に接続する箇所には、路線に二重丸でYと示しております位置に断面図の一番下のコンクリート製の真空弁ユニットを設置いたします。このユニットは、真空弁、コントローラー、汚水ます等から構成され、このボックスの中に一定量の汚水がたまると真空弁が開き、たまった汚水は空気取り入れ管から流入した空気とともに真空状態の管路の中に吸い込まれる仕組みでございます。

この区域における汚水の導水計画といたしましては、緑色の矢印であらわしてございますが、自然流下路線を矢印の方向に沿って、二重丸でYと示しています位置に設置する各コンクリート製真空弁ユニットに集められ、赤色の矢印に沿って真空路線の管路を経て既設の真空弁ユニットから、桃色であらわしてあります既設の真空管路を経由して、参考資料1ページに表示しております長原漁港北側に位置する真空ステーションに吸い上げられた後、圧送ポンプにより幹線管路へ送られ、県設置の流域下水道マンホール及び幹線を経て終末処理場へと導かれるものでございます。

当工事における1日当たりの布設延長は、施工延長を仮設矢板の設置から布設後の埋め戻しまでを含めました工事期間の日数割で計算いたしますと、管を布設する深さによって若干異なりますが、自然流下方式の管路、真空方式の管路、ともに1日当たりおおむね9m程度となっております。

また、管路の施工にあわせまして、路線に接する受益地には、受益者に確認の上、公共汚水ますや公共汚水ますにかわる真空弁ユニットを受益地内に設置する計画といたしております。当初計画といたしましては、公共汚水ますを40カ所、1軒取り込み用真空弁ユニットを3カ所の設置を計画をいたしております。

それでは、次に、議案第36号についてご説明申し上げます。追加議案書の2ページを

お開き願います。

議案第36号、工業団地下水道工事その2請負契約締結について。議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、指名競争入札に付した工業団地下水道工事その2について、下記のとおり請負契約を締結するため議会の議決を求める。

契約の目的、工業団地下水道工事その2。契約の方法、指名競争入札。契約の金額、1億1,858万4千円。契約の相手方、徳島県板野郡松茂町長原136番地、兼子建設株式会社。代表取締役、兼子信之というものでございます。

この工事につきましても、去る6月12日、建設業者5社により指名競争入札を執行いたしました。入札に参加しました業者を順序不同に申し上げます。長原地区の工事と同様、兼子建設株式会社、大東興業株式会社、株式会社多田組、株式会社木内組、徳建産業有限公司でございます。

入札の結果、兼子建設株式会社が落札し、6月13日に仮契約を締結しております。

この工事につきましては、議会の議決日の翌日から平成27年3月25日と設定しており、設計金額は1億2,487万2,840円、契約金額が1億1,858万4千円ですので、請負比率は約95%となっております。

なお、当工事の設計を担当いたしましたコンサルタントは株式会社日新技術コンサルタントでございます。

次に、工事の概要につきましてご説明申し上げます。追加議案参考資料の1ページをお開き願います。

施工箇所につきましては、町図上部に②としております、サンスター徳島工場東側の赤色の実線であらわしている路線でございます。

恐れ入ります、参考資料の3ページをご覧ください。

工事箇所の平面図でございます。この工事につきましては、松茂工業団地内事業所からの汚水を受け入れるため、幹線管渠並びにサービス管を整備する工事でございます。施工いたします箇所及び路線につきましては、青色の線であらわしております。

この工事は、直径200mmから250mmの下水道管を総延長532.6mにわたり布設、築造していくもので、その施工方法といたしましては、推進工法で施工いたします。この推進工法における管渠布設の日進量でございますが、推進工法の種類により異なりますが、1日当たりおおむね3mの設計となっております。

図面の右側に標準的なマンホール部の断面図をお示ししてございますが、管の深さにつきましては、現地盤より約2.5mから7.2mの位置で計画しております。

なお、汚水の導水計画といたしましては、青色の線であらわした路線を矢印の方向へ流れ、既設マンホールを経由し、水色の線であらわした既設幹線を矢印の方向へ流れ、図面に流域10-1と表示しています県設置の流域下水道のマンホールに集められ、流域下水道幹線を経て終末処理場へと導く計画でございます。

以上、ご説明申し上げました2つの議案の施工現場は、住宅密集地の狭隘な道路及び各事業所への通勤、運搬車両など、交通量の多い道路での施工となります。施工に際しましては、交通誘導員の適正配置、工事車両の安全運行に万全を期することはもとより、地元自治会、地域住民、事業所及び関係各位には、地元説明会や個別訪問などを実施いたしまして、工事内容、交通規制等の周知を徹底し、スムーズな工事の進捗に努めてまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長【藤枝善則君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第35号及び議案第36号の議案2件について、一括して質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから、議案第35号及び議案第36号の議案2件について、一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 これから、1件ずつ、採決いたします。

議案第35号「長原地区下水道工事その8請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 続きまして、議案第36号「工業団地下水道工事その2請負契約締結について」を採決いたします。

原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【藤枝善則君】 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等すべて審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで平成26年松茂町議会第2回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

以上で、平成26年松茂町議会第2回定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

午後2時29分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 藤 枝 善 則

署名議員 一 森 敬 司

署名議員 佐 藤 富 男